

のん・すもーかー通信

2004・4・28発行
非喫煙者を守る会

1. 2004年WHO世界禁煙デーのスローガン

WHOの決定した今年の世界禁煙デー（5月31日）のスローガンは、

Tobacco and poverty: a vicious circle

です。直訳すると、「タバコと貧困—この悪循環」ということになります。「禁煙推進の会えひめ」のホームページでは、今回のスローガンを次のように説明しています。

「タバコが病気と死をもたらすことは、よく知られています。タバコが貧困をもたらす仕組みについては、あまり関心を持たれませんでした。

発展途上国では、家計に占めるタバコ代の割合がとて大きくなっていることしばしばみられます。たとえば、バングラデシュでタバコ代の3分の2を食費に回せば、1千万人以上を栄養失調から救うことができると言われています。インドでは、タバコ使用が栄養状態を悪化させ、子どもの健康を損なう原因となっている事が新たな調査でわかりました。ブルガリアでは、喫煙者のいる低所得家庭では、総収入の10.4%がタバコ代に消えている事が1995年の調査でわかりました。中国での調査で、上海の閔行地区の喫煙者が収入の17%をタバコ代に支出していることがわかりました。各国政府だけでなく、開発機関、多国間援助機関もまたタバコ使用が健康破壊だけでなく貧困状態の悪化をもたらすと認識しています。」(抜粋)

「タバコ規制枠組み条約」の批准にあたり、WHO加盟各国はタバコがもたらした公衆衛生上の課題に挑戦し、タバコ税制、タバコと貧困、密輸、タバコの広告販促活動、受動喫煙問題に正面から立ち向かおうとしています。ここ数年の世界禁煙デーのスローガンは、スポーツ、メディア、ファッションからタバコを追放しようという「タバコ規制」に主眼を置いたものでしたが、今年は、タバコの枠組み条約採択に勢いを得て、より本質的な問題に踏み込んだものになったと言えましょう。

2. 北海道禁煙週間行事のお知らせ

今年の禁煙週間（5月31日～6月6日）の行事が決定しました。（同封の実施要綱参照）

恒例の禁煙パネル展は、守る会が中心となって札幌地下街オーロラコーナーで5月28日（金）～6月2日（水）に開催し、禁煙週間のPRやタバコの害を訴えるパネル展示などを行います。パネル展の展示・撤収の際にお手伝いをいただける方は、事務局まで連絡して下さい。

禁煙パレードは今年も実施しますので、守る会の皆さんには奮ってご参加い

ただきたいと思います。5月29日(土)大通公園3丁目広場に午後1時30分までにお集まり下さい。禁煙風船、タスキ、幟、プラカード、横断幕などを用意してありますので、皆さんで手分けしてお持ちいただいてパレードします。今年は例年とルートが変わり、大通西3丁目から西7丁目までを往復するルートとなりました。(午後1時45分頃出発、2時30分頃大通3丁目広場解散の予定)

道庁ロビーでは、5月31(月)～2日(水)まで「No-Tobacco展」を開催し、禁煙ポスター懸賞募集優秀作品や世界の禁煙ポスターの展示、禁煙資料の配布を行います。

3. 禁煙週間のポスターができました。

昨年の懸賞募集で小中学生の部の最優秀に輝いた音威子府存立音威子府中学校の性田尚女しょうだ なおめさんの作品がポスターになりました。

「喫煙か健康か選ぶのはあなたです」という禁煙パレードでお馴染みのフレーズを、シンプルな可愛らしいデザインで印象付けた作品です。

目立つ場所に貼って、禁煙週間のPRに役立てて下さるようお願いします。平成16年禁煙ポスター懸賞募集要項を同封しました。締切りが迫っておりますので、お早めにご応募下さい。

4. 健康増進法で禁煙・分煙が一気に実現

昨年の5月1日に健康増進法が施行され、第25条では多勢の人が利用する施設の管理者は、利用者が受動喫煙の被害を受けないための措置を講ずることが義務づけられました。マスコミの解説では、罰則がないとか努力義務だとか言っていますが、罰則が無くても努力義務であろうとも、法的義務になったことは間違いありません。その結果、昨年5月以後、全国各地の官公庁施設、駅やターミナル、野球場、学校、病院などの禁煙が次々に実現し、全面禁煙にできない施設や事業所でも分煙が急速に進行しています。

札幌では、地下鉄駅構内の喫煙指定場所をすべて撤去し、終日全面禁煙を実現しました。裁判所庁舎でも2箇所の喫煙所以外は全面禁煙となりました。そのため、弁護士控室でも喫煙できなくなり、スモーカー弁護士達が「依頼人を煙に巻くのが難しくなった」と嘆いています。

これまでの禁煙・分煙運動は、法的根拠のない請願活動でした。そのため、国鉄禁煙車両設置訴訟をはじめとする嫌煙権訴訟は、すべて敗訴しています。しかし、健康増進法により私達は禁煙・分煙を要求できる立派な法的根拠を獲得したので、法律を守らない相手には裁判を提起することも可能となりました。禁煙・分煙運動は、いよいよ最終段階に入ったと言えるでしょう。

守る会では、健康増進法への対応が遅れている施設に対して、要望書を提出して反省を促し、誠意ある回答がなければ裁判を起す運動を計画しています。皆さんの地域に遅れている施設があれば、お知らせください。

6. 会員の声

静岡県島田市 桜井 祥代 様

健康増進法の効果が、学校現場へジワジワ・・・と！
県内で「校内禁煙」校が徐々に出て来ました。しかし、病院（公立）の反応がにぶい。県立がんセンターに喫煙室があるなんて！

札幌市 本間 賢一 様

法的に非喫煙者が守られる事になり嬉しいです。私も美容外科医として「美の大敵」であるタバコの害を啓蒙したいと思います。

札幌市 伊藤 千秋 様

この運動は賽の河原の石積みよろしくひたすら辛抱の二字で対応するしかありません。相手は何しろ手に負えないリヴァイアサンであります。

浜松市 上村 茂 様

地元の浜松で反タバコ運動を盛り上げています。最近は以前よりもさらに世間の理解が深まり、その成果も加速しています。

同封文書

- ・ 2004年禁煙週間ポスター
- ・ 平成16年禁煙週間実施要綱
- ・ 平成16年禁煙ポスター懸賞募集要項
- ・ 振替用紙（寄付金用）
- ・ 禁煙パンフ、カード類

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル
黒木法律事務所内
非喫煙者を守る会
代表理事 黒木俊郎
電話 011-251-5863
FAX 011-251-3802